

## Q & A

### 【支給対象要件「主たる要件」に関すること】

- Q 1 本店が島外又は市外にあり、支店が市内にある会社は対象となりますか。
- A 1 支店が市内にあり、かつ市民税の均等割が課されている会社は対象となります。
- Q 2 市内に個人で事務所を開設していますが、代表者の住所は市外である場合、対象となりますか。また、逆に代表者の住所は市内にあるが、事務所が市外にある場合、対象となりますか。
- A 2 いずれの場合も対象とはなりません。  
個人事業で対象となるのは、代表者の住所が市内であり、かつ事務所も市内にある場合です。
- Q 3 対象となる燃料等については、令和4年3月から令和4年8月までの使用分として、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに支払ったものとありますが、令和4年2月以前の使用分をこの期間中に支払う場合、または、令和4年9月使用分を9月30日までに支払った場合は対象とはならないのですか。
- A 3 お見込みのとおり、対象とはなりません。

## 【支給対象要件「支給対象外事業者」に関すること】

- Q 1 中小企業者に該当しない会社以外の法人として、社会福祉法人や特定非営利活動法人、一般社団法人などが列挙されていますが、なぜ対象外なのでしょう。
- A 1 本一時金は市内の会社（中小企業）や個人事業を対象として実施しています。その上で、中小企業の範囲については、別途、国（中小企業庁ホームページ）において、一般的に中小企業基本法上の中小企業に該当しないものとして示されており、今回はこれに則して対象を設定しています。予めご了承ください。
- Q 2 市内で個人タクシーを営んでいます。  
道路運送法第3条第1項第1号又は第2号に規定する道路運送事業者が対象外となっていますがなぜでしょうか。
- A 2 タクシーを含めて旅客自動車運送事業者のうち、公共交通事業者への原油価格高騰に対する支援は別に行っており、本一時金では対象に含んでおりません。ただし、自動車運転代行業者は本一時金の対象となります。
- Q 3 市内に自動車貨物運送事業に関する事業所を設けていますが、本一時金の対象となりますか。
- A 3 自動車貨物運送事業者は本一時金の対象となります。
- Q 4 農業者又は漁民（漁師）は対象外となっていますが、別に加工・販売も行っている場合は対象とはならないのでしょうか。
- A 4 本一時金については、基本的に市内で農業、漁業等に従事する一次産業従事者を対象としておりません。  
これについては、別に原油価格高騰対策の支援策を設けています。なお、農業者又は漁民であっても別に加工、販売を行っており、かつ確定申告において加工又は販売業として申告を別に行っている場合は、その事業について本一時金の対象となります。

## 【支給額に関すること】

Q 1 支給対象となる燃料等の使用料金は税込み金額で計算して構いませんか。

A 1 税込み金額で結構です。

Q 2 市内で個人事業を営んでおりますが、自宅兼事務所となります。  
使用する燃料等について、明確に事業分と自宅分を分けることができません。どのようにすればよいでしょうか。

A 2 いわゆる店舗兼併用住宅で事業を営んでいる場合は、本一時金の支給額を一律 1/2 としており、会社で一律 5 万円、個人で一律 2.5 万円となります。そのため燃料等の支払関係資料について事業分と自宅分を分けていただく必要はございません。

一方で、燃料等の支払いを事業分として契約を別にするなど明確に分けており、事業所又は屋号の名称で支払いを行い、その関係資料がある場合に限っては店舗兼併用住宅であっても会社で一律 10 万円、個人で一律 5 万円となります。

Q 3 市内において複数の会社（又は個人事業）を営んでいます。

その場合、会社（又は個人事業）ごとに複数回申請できますか。

A 3 会社又は個人事業ごとに申請は 1 回となります。

## 【手続きに関すること】

Q 1 申請書兼請求書の業種分類について記入方法がわかりません。

A 1 資料 25 ページに附属しております「業種分類 総務省「日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）」をご覧ください。この中で、該当する事業を「中分類」から選択して記入ください。

※会社にあつては履歴事項全部証明書、個人事業にあつては開業届又は確定申告で届け出ている事業分類を参考に選択してください。なお、該当する事業分類がない場合は事業内容と近い業種分類から選択してください。

Q 2 燃料等の支払いが分かる資料とは、領収書や振込伝票等とありますが、銀行口座から自動引き落としの場合はどのようにすればよいでしょうか。

A 2 銀行口座からの自動引き落としの場合は、該当する銀行口座の通帳で実際に引き落とされた内容（日時、金額、支払先相手方等）が印字された該

当ページをそれぞれコピーしてください。あわせて、当該引き落とし口座の通帳の預金者情報が記入されたページのコピーも準備ください。

なお、支払いが分かる資料には、請求者名、支払名義人（原則、事業所又は屋号名での記載）、支払日、支払金額、名目等が記載されていることが必要です。

Q 3 支払いが分かる資料については、別に専用の台紙に添付することとなっていますが、貼り方に決まりなどはありますか。

A 3 今回、本一時金募集要項には、予め領収書等添付台紙を複数枚用意していただきます。基本的にこの台紙に燃料の内容ごとに領収書等を整理して糊付けしてください。1枚の台紙に数種類の燃料等の領収書等が混在しないようにしてください。

なお、定められた一時金の金額以上に領収書等を添付いただく必要はございません。

※予め用紙している台紙でも不足する場合は、お手数ですが台紙をコピーしてご利用ください。

Q 4 個人事業は別途、本人確認書類のコピーが必要とありますが、顔写真入りの本人確認書類は運転免許証のほか、どのようなものが認められますか。また、顔写真入りのものを一切所持していない場合はどのようにすればよろしいでしょうか。

A 4 市が求める顔写真入りの本人確認書類として運転免許証以外には、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券、住民基本台帳カード（顔写真入りに限る）などがあります。なお、顔写真入りの本人確認書類を有していない場合は、洲本市申請等に係る書面等への押印の特例に関する規則第4条第1号イ関係を参考に対応します。

※顔写真のない本人確認書類を複数準備いただく必要があります。

Q 5 確定申告書について赤字申告の場合も提出する必要がありますか。

A 5 確定申告書を提出いただくのは、申告書に記載の経営状況等内容を確認するためではなく、事業として経営実態の有無を確認するものです。よって、赤字申告であっても提出していただく必要がございます。なお、提出いただく申告関係の書類は必要書類に記載のものだけで結構です。そのほか申告書で提出している書類すべてを提出する必要はございません。

※確定申告を行っていない事業者は本一時金の対象とはなりません。

## 【申請期限／申請方法に関すること】

- Q 1 申請の窓口は市役所ではなく、商工会議所（又は商工会）と聞きました。市役所が近いので市役所に提出してもよいでしょうか。
- A 1 本一時金については、支援対象となる会社又は個人事業が多数となることを想定しています。そのため、市役所（本庁舎、五色庁舎、由良支所）を申請窓口とすると窓口が込み合いその他業務にも支障をきたす恐れがあること、また新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、申請窓口ならびに申請内容の確認業務を洲本商工会議所並びに五色町商工会に事務委託しています。
- そのため、洲本商工会議所会員の方は会議所に、また五色町商工会会員の方は商工会に申請書を提出してください。なお、上記の会員ではない会社又は個人事業で洲本地区に事業所のある方は、洲本商工会議所へ、また五色地区に事業所のある方は五色町商工会に申請書を提出してください。
- Q 2 申請書は郵送してもよろしいですか。
- A 2 申請書の提出は原則ご持参ください。
- 持参としている理由は、申請書の書き方の説明を対面で直接行えることに加えて、内容に不備や修正を伴う場合、修正内容等をその場で説明させていただける点にメリットがあるためです。
- 逆に郵送の場合にはどうしても郵送でのやり取りで時間を要してしまうこと、また、修正内容等が正確に伝わらない場合もあるため、原則、持参としております。予めご了承ください。
- Q 3 申請期限が令和5年1月31日までとなっていますが、期日以降は一切申請は受付できないですか。
- A 3 申請期限以降の受付は行いません。
- なお、この申請期限は申請窓口の洲本商工会議所並びに五色町商工会で申請書を受付した日とします。受付は申請書の内容並びに添付資料に修正や不備がない状態で受付となりますので、内容の修正等で書類のやり取り、調整がある場合は、上記申請期限までに内容等の修正等を完了させ提出する必要があります。
- 上記の期限内に申請窓口で受付した後、各申請窓口から市役所に書類等が届く日が申請期限を超過している場合であっても（正式な）申請書の受理には影響はありません。ただし、予算の状況によっては受理できない場合もありますので、お早めに申請ください。

Q 4 提出書類の「納税通知書」が無い場合、どのようにすればよろしいでしょうか。

A 4 以下から1つ用意し、添付をお願いします。

また令和4年度課税（令和3年所得）分をご準備ください。

- ・ 勤め先から渡される「特別徴収税額通知書」のコピー
- ・ 市役所から発送される「市県民税納税通知書兼振替通知書」のコピー
- ・ 課税（所得）証明書のコピー※

※1通につき300円費用がかかります。